

〈論 説〉

イギリスにおける 契約関係法理の修正と契約理論

—1999年法による第三者のためにする契約の容認—

須 藤 悅 安

目 次

- I はじめに
- II イギリスにおける契約関係 (Privity of Contract) の法理
 - 1 Privity of Contract
 - 2 判 例
 - 3 Consideration との関係
 - 4 契約関係法理に対する例外の承認
 - 5 イギリス契約法における契約関係法理の意義
- III 1999年契約（第三者の権利）法の成立とその影響
 - 1 Law Commission Report
 - 2 1999年法
 - 3 1999年法に対する評価
 - 4 1999年法の契約理論における意義
- IV むすび

I はじめに

民法 537 条は、わが国において第三者のためにする契約が認められることを定めている。本来、契約はその当事者間においてのみ効力を有するのが原則とされるが、第三者にも契約の利益享受という効果を認めることは、この原則の例外にあたることになろうか。これを正当化する理論的根拠について、わが国においては、契約自由の原則により、第三者への利益付与も当事者意思に基づき可能であるとされ、それ以上に踏み込んだ議論はない。¹⁾

これに対して、イギリスにおいては、1999年の契約(第三者の権利)法(Contract

(Rights of Third Parties) Act, 1999、以下 1999 年法という) 制定にいたるまで、かなり例外はあったものの、原則として第三者が契約上の権利を約束者に対して主張し、強行することは認められていなかった。これは、いわゆる「²⁾契約関係の法理」(Doctrine of Privity of Contract) のためである。大陸法諸国においてはそれを認めるに大きな抵抗があったとは思われない第三者のためにする契約が、イギリスでは容易に認められることなく、さらに制定法によって認容される際も、その是非について議論をよんでいる。³⁾このことは、わが国を含めた大陸法諸国における状況とは対照的であるといつていいだろう。

イギリスにおいて、契約関係法理が、契約当事者以外に契約上の権利に基づく請求を認めないこととしているのは、そうすることが契約理論上あるいは実際上の意味を持つと考えられていたからこそであると推測される。それでは、はたして、この法理は、イギリス契約法の中でどのような意義を有するのであろうか。契約理論におけるこの法理の持つ意味、役割が何であるのか、ということは一つの問題となりうるのであり、第一に、それが本稿における関心の対象となる。その上で、この法理を覆すように見える 1999 年法が伝統的な契約

1) 我妻栄『債権各論』上巻、岩波書店 1954 年、115 頁。そこでは、「今日の理論から見るとときは、契約当事者の意思に基づいて効力を生ずるといつただけで十分である。」と述べられ、当事者意思が根拠となっていることが示されている。第三者の権利が受益の意思表示によって発生するのも、当事者意思に基づく効果だからである。『新版 注釈民法債権(4)』第 13 卷、有斐閣 1996 年、598 頁〔中馬義直〕においても、各種の学説の紹介と共に同様の解説がなされている。なお、わが国における第三者のためにする契約についての最近の研究として、長谷川貞之「第三者のためにする契約と適用範囲の類型化をめぐる問題」日本法学第 77 卷第 1 号 23 頁(2011 年)、加賀山茂「第三者のためにする契約の位置づけ — 典型契約とは異なり、契約総論に規定されている理由は何か —？」明治学院大学法科大学院ローレビュー第 17 号 1 頁(2012 年) 参照。

2) 後述のように、契約関係の法理は 19 世紀に確立されたと考えられており、それ以前は判例も統一されていなかった。なお、コモン・ロー国でも、アメリカ、ニュージーランド、オーストラリアのクイーンズランド州および西オーストラリア州では、第三者のためにする契約は認められている。Law Commission (UK), *Privity of Contract : Contracts for the Benefit of Third Parties*, Law Com 242, H.M.S.O., London, 1996, pp. 55–62.

3) 反対の立場からの主張として、Peter Kincaid, "Third Parties : Rationalising a right to Sue" [1989] C.L.J. 243, "The Trident Insurance Case : Death of

理論に対してどのような影響を与えることになるのかが、次の関心事である。

そこで、本稿では、まず、契約関係の法理およびこれと関係の深い約因⁴⁾ (Consideration) の法理について簡単に確認をした上で、この 1999 年法の内容と伝統的契約理論に対するその影響とを、同法の規定を検討することによって明らかにしたい。

II イギリスにおける契約関係 (Privity of Contract) の法理

すでにわが国においても、イギリス契約法における契約関係の法理は紹介され、よく知られるところとなっているが、ここでは議論の前提として、その基本的な内容を確認しておくこととしたい。⁵⁾

1 Privity of Contract

契約関係の法理は、19世紀から20世紀にかけて確立された2つの準則からなるといわれる。⁶⁾ 1つは、契約当事者が意図したとしても、第三者に契約上の利

Contract?" (1989) 2 J.C.L. 160, "Privity and the Essence of Contract" (1989) 12 U.N.S.W.L.J. 59, "The U.K. Law Commission's Privity Proposals and Contract Theory" (1994) 8 J.C.L. 51, "Privity and Private Justice in Contract" (1997) 12 J.C.L. 47, "Privity Reform in England" (2000) 116 L.Q.R. 43. (最後の2編は、Peter Kincaid ed., *Privity Private justice or public regulation*, Ashgate, 2001所収)、Stephen Smith, "Contracts for the Benefit of Third Parties: in Defence of the Third-Party Rule" (1997) 17 O.J.L.S. 643.などがある。

4) 後に見るように、当初は約因が受約者から移転しなくてはならないという準則の下、第三者が契約上の権利を行使できないとされたのは、約因の理論を用いてのことであった。ただし、約因の法理と契約関係の法理は、別の法理であり、それぞれ異なる役割をもっている。

5) イギリスの契約関係法理に関しては、英米法の概説書等でも紹介されている。特にこれを扱った論文として、佐々木信「イギリス契約法における『契約関係』原則の改革——司法的法律改革の範囲——」駒澤大学法学部研究紀要 27巻 93 頁 (1969年)、新堂明子「イギリス法における第三者に対する契約責任と不法行為責任の関係・再論：失望させられた受益者を題材として」北大法学論集 57巻 466 頁 (2006年)。

6) Robert Merkin ed. *Privity of Contract*, LLP (2000), Ch. 1. pp. 1-19. 契約関係

益を与えることができない、というものであり、もう1つは契約によって第三者に同意なく債務を負わせることはできない、というものである。後者については、特に異論もなく、議論の対象とはなっていないが、前者の準則は、第三者のためにする契約を認める大陸法においては見られず、また、コモン・ロー諸国においても批判を受け、現在ではアメリカを始めニュージーランド、オーストラリアの一部の州などで、廃止されている。⁷⁾ 後述のようにイギリスにおいても、1999年法によってこの準則の一般的かつ広範囲にわたる例外が認められることとなり、従来の判例および制定法による例外と併せて、現在では原則と例外が逆転した状態となっている。ただし、一般的な法理として、契約関係法理は存続している。

2 判 例

この法理を明確に示したのは、1861年のトウェドル対アトキンソン事件であるとされている。この事件は、婚約をした女性の父親であるウィリアム・ガイが相手の男性の父親であるジョン・トウェドルとの間で、それぞれが結婚資金として200ポンドと100ポンドを、婚約相手の男性である原告ウィリアム・トウェドルに与える旨を口頭で約束したが、その約束が果たされることはなく、婚姻後、原告に訴権を与える趣旨で、同契約を書面にしたもの、結局、履行されないまま契約当事者が死亡したため、原告が本契約に基づき妻の父親であるウィリアム・ガイの遺言執行者を被告として、200ポンドの支払を求めたというものであった。⁸⁾

本件において議論されたのは、もっぱら約因の問題であった。すなわち、この約束の約因は原告の父親から与えられたものであり、約因を供与していない原告が約束の履行を求めることができるのか、という問題である。

この問題について、原告側代理人は、親が子どものために契約をした場合に

法理の歴史的記述が要領よくなされている。

7) Edwin Peel, *Treitel The Law of Contract*, 13th ed. Sweet & Maxwell, 2011, p.613.

8) 注2参照。

9) *Tweddle v. Atkinson* (1861) 1 B&S 393, 121 E.R. 762

は、親子という関係から親が子の代理人となるのであり、親が提供した約因に基づいて、子が訴訟を提起しうる旨を主張したが、裁判所は3人の裁判官全員一致でこの主張を認めず、被告勝訴の判決を下した。判決の理由としては、約因が約束の履行を求める者から移転していかなければならないとする準則が確立していること、また、自然の愛情が訴訟を基礎づける約因とはなり得ないことがあげられているが、特にクロンプトン裁判官 (Crompton J.) は、「ある者が自分の利益のために契約に基づく訴えを提起するという目的においては当該契約の当事者となるが、訴えを起こされるという目的においてはその当事者となるべし、ということは恐るべき (monstrous) 主張となろう。」と述べ、約因が契約における相互性を担保することから結論を導いているように見える。

この問題については、生命保険契約における保険金の受取人として第三者を指定できなくなるなど、後述のように、すでに不都合が指摘されており、裁判官の間でも意見の対立があった。そのため、契約関係の法理を否定する判決も見られ、判例法理として確固たるものとはなっていなかった。特にマンスフィールド卿 (Lord Mansfield) は18世紀において約因法理に対する挑戦によって、また、20世紀においては、デニング控訴院裁判官 (Denning LJ) が契約関係法理に対して厳しい態度をとっており、これを否定する判決を下している。¹⁰⁾

10) *ibid.*, 764. クロンプトン裁判官は約因を提供した者が契約による訴権を有する旨を次のように述べ、続けて本文のように述べた。“The modern cases have, in effect, overruled the old decisions; they shew that the consideration must move from the party entitled to sue upon the contract. It would be a monstrous proposition to say that a person was a party to the contract for the purpose of suing upon it for his own advantage, and not a party to it for the purpose of being sued.”

11) Merkin, *supra*, p.16 – 17. まだ十分に契約関係法理が確立していなかった18世紀後半において、マンスフィールド卿 (Lord Mansfield) は、通商を促進する立場から、約因法理を攻撃している。Pillans v. Van Mierop (1765) 3 Burr 1663, 97 E.R. 1035, Hawkes v. Saunders (1782) 1 Cowp 289, 98 E.R. 1091. 契約関係法理が約因法理とは独立した法理として認められていた20世紀においては、デニング控訴院裁判 (Denning LJ) が一貫して契約関係法理を批判している。Smith and Snipes Hall Farm Ltd v. River Douglas Catchment Board [1949] 2 K.B. 500, *Drive Yourself Hire*

しかし、20世紀に入ってからのもう一つの事件、すなわち、ダンロップ・ニューマティック・タイヤ会社対セルフリッジ会社事件における貴族院判決が、この法理を確認することになったと言われている。この事件では、タイヤおよび自動車用品のメーカーである上告人ダンロップが仲買人であるデュー社に対してタイヤ等の商品を割引価格で販売したが、その際、ダンロップの価格リスト以下の価格で再販売しないことを条件としており、デュー社が被上告人セルフリッジからタイヤの注文を受け、引渡後に、同社との間で当該商品の売買契約書を作成した際に同様の再販売価格維持条項を入れた。この条項によると、当該条項に違反した価格によってその商品を販売した場合には、ダンロップに対してタイヤ1本あたり5ポンドを支払うことになっており、ダンロップはこれに基づきセルフリッジに対して損害賠償を求める訴訟を提起した。

ダンロップの主張が認められることなく、事案は貴族院へ上訴され、同院においても上訴が棄却されることになった。ダンロップ側は、デュー社がダンロップの代理人であり、自らは匿名の本人であった旨主張したが、そのような事実は認定されず、また、問題となる契約について、ダンロップが約因を提供していないことから、いずれにしてもダンロップは訴訟を提起することはできないと判断されたのである。

同判決中で大法官ホールデン子爵 (Viscount Haldane LC) は契約関係の法理を次のように述べた。

「…イングランドの法において、一定の原理は根本的である。一つはある契約の当事者である者だけが当該契約に基づいて訴えを起こすことができる、というものである。我々の法は、契約によって生ずる第三者の権利というものを知らない。かような権利は、たとえば、信託に基づく財産権によって付与されることがあるが、それが契約の当事者でない者に当該契約を対的に強行する権利として与えられることがあり得ない。第2の原理は、捺印証書によらない契約がなされた相手方が、当該契約を強行しうる者となるには、その者により、

Company (London) Ltd v. Strutt [1954] 1 Q.B. 250.

12) *Dunlop Pneumatic Tyre Company, Limited v. Selfridge and Company, Limited* [1915] A.C. 847, [1915] UKHL 1.

約束者ないし約束者の要請に基づいた他の誰かに対して約因が与えられていないければならないということである。¹³⁾…」

かくして、貴族院の庇護のもと、契約当事者のみが契約に基づく請求をなさるという契約関係の法理は、実際の不都合から批判を浴びながらも存続することになったのである。

3 Consideration との関係

さて、契約関係法理を認めたとされる上記の判決は、その理由としていずれも Privity という文言を用いることなく、約因の問題として結論を導いている。これは、契約関係の問題は約因の提供者であるかどうかによって判断することを意味するのだろうか。そうだとすると、契約関係法理に独自性はなく、単に約因法理の言い換えということに過ぎなくなる。

この点については、約因をどのようにとらえるのかによって、その理解は異なってくることになる。すなわち、約因につき約束者が受けた利益の側面をより重視するのか、あるいは受約者が負った何らかの不利益の側面に焦点を合わせるのかによって、約因法理による訴訟当事者の限定方法が契約関係法理と重なる場合が出てくることになる。¹⁴⁾あくまで、約因が受約者の不利益として理解され、約因が受約者より移転していかなければならないとする、契約の強行(enforce) を求めるができるのは受約者だけであるという理解につながり、契約関係法理と約因法理の意味するところは同一となるであろうが、約束者が

13) *ibid.*, p.848. 原文は以下のとおり。“… in the law of England certain principles are fundamental. One is that only a person who is a party to a contract can sue on it. Our law knows nothing of a *jus quaesitum tertio* arising by way of contract. Such a right may be conferred by way of property, as, for example, under a trust, but it cannot be conferred on a stranger to a contract as a right to enforce the contract *in personam*. A second principle is that if a person with whom a contract not under seal has been made is to be able to enforce it consideration must have been given by him to the promisor or to some other person at the promisor's request.”

14) Merkin, *supra*, pp.18-19

受けた利益を問題とするのであれば、受約者以外の第三者が約因を提供した場合に、約因の法理によれば当該第三者が約束者への請求をなしうるのに対して、契約関係法理は契約当事者でない者からの請求を認めないことになるので、約因とは異なる独立した法理ということになる。

約因法理もまた、さまざまな批判を受けながら、立法により廃止されることなくイギリス契約法の中で生き残ってきた法理であり、現在でもコモン・ローを特徴付けるものとなっている。約因法理の歴史的な展開の中で、約因が受約者より移転しなければならないという準則は緩やかに解釈されるようになり、約因が受約者より移転していなくても、実質的に約束者が当該契約により利益を受ける場合には、有効な約因があるものとして、契約自体の有効性も認定されるに至っている。¹⁵⁾ 現代においては、必ずしも約因が受約者より移転していなくても、受約者が契約の強行を求めることが可能となっているので、約因法理と契約関係法理が重なる部分はあるにせよ、完全に同一の事柄を表すものではないのである。このことから、少なくとも現代においては、契約関係法理は、クロンプトン裁判官がトゥエドル対アトキンソン事件においてのべたような、相互性の担保ということを理由とするものではなくっていることがわかる。

いずれにせよ、約因法理は契約の有効性のための要件を定めるものであり、契約関係法理は有効な契約を強行しうる者を定める法理であることから、両者はそれぞれ独立した法理であるということになる。¹⁶⁾ 約因法理は約束者の実際の意思とは別に約束の形式的かつ客観的な正当化事由を提供するという機能を有すると考えられるが¹⁷⁾、はたして契約関係法理は契約法においていかなる意義を有するのであろうか。

この点を検討するにあたっては、実際にいかなる場面でこの法理が用いられているのかを見ると同時に、先述したこの法理の適用による不都合から認められことになった例外を確認しておくことにしたい。それにより、同法理の機

15) *Williams v. Roffey Brothers & Nicholls (Contractors) Ltd.* [1990] 1 All ER. 512.

16) Peel, *supra*, p.620.

17) イギリスにおける約因の意義については、拙稿「イギリスにおける現代約因法理の意義について」創価法学第39巻第2号55頁以下(2009年)参照。

能がより明確になるからである。

4 契約関係法理に対する例外の承認

前述のとおり、当初から契約関係の法理による不都合が多くの商事取引等の場面で認識されてきた。たとえば、その代表的なものとして、第三者を受取人とした保険契約において、受取人からの保険金請求が認められないとされ、また、第三者を免責する旨の免責条項については、当該第三者には当該条項による免責を主張することができないため、契約の趣旨に反して責任を負わなければならぬといった問題があつた。¹⁸⁾そのため、裁判所は契約関係の法理を確立する一方で、それら不都合が生じる局面では、この法理に対する例外を認め、また、立法によりそうした不都合が回避されてきたのである。

以下では、数多くの例外のうち、主要なものを見ておくこととしたい。

(1) 判例による例外

契約関係の法理による不都合を回避するため、裁判所はその適用を回避するためにいくつかの例外を認めてきた。まず、土地の賃貸借契約（covenants）がそれであり、賃貸借の契約条項は当初の契約当事者から権利の移転を受けた者についても拘束力を有することができうる。この場合には、契約上の地位の移転ということになるので、わが国の法においては、当然であろうということになるかと思われるが、イギリスにおいては、これも契約当事者以外の者に契約の効力が及ぶ場合として把握されることになるので、契約関係の法理を厳格に適用すれば、本来は、契約当事者でない承継人に当該契約の効力が及ばないことになるのである。しかし、この点については、例外が認められている。¹⁹⁾同様に、債権を譲渡した際にも、そもそも契約当事者でない債権譲受人が契約上の権利行使することになるのであるから、契約関係法理の例外²⁰⁾ということになる。また、代理も契約関係法理の例外ととらえられている。代理においては、代理人が本人より授権されて契約をするのであるから、これ

18) Merkin, *supra*, pp.21-89.

19) Charles Harpum, Megarry & Wade *The Law of Real Property* 6th ed., Sweet & Maxwell (2000), p.939 et seq.

20) Merkin, *supra*, p.39-41.

を例外ととらえることは、形式的に過ぎるという見解もあるようだが、たとえば、表見代理が成立するような場合、イギリスにおいても本人に代理行為の効果が帰属することになり、代理権を有さない者による契約の効果が第三者を拘束することになるという意味で、契約関係法理の例外とすることも不当でない²¹⁾だろう。

さて、判例による例外として、最も重要なものは、より一般的な法理を展開したエクイティの約束の信託 (trusts of promises) である。²²⁾信託は受益者のために有体物の財産権を受託者が保有するためだけでなく、第三者（受益者）に金銭を支払う約束を受託することができるとされ、そのような場合には、受益者であるところの当該第三者が約束者に対して当該約束を強行することができる。このエクイティ上の法理は20世紀において貴族院によっても認容されるところとなり、実質的に契約関係法理の適用を回避しうる法理のように見えた。しかし、この法理の適用には厳格な要件があり、すべての場合に契約関係法理を回避することができるわけではない。そこではまず信託を創設する明確な当事者の意思が要求され、「信託」あるいは「受託者」という言葉が用いられていることが重要となる。このような特定の文言が用いられていない場合には、裁判所の判断が分かれており、必ずしも約束の信託が認容されるわけではない。むしろ、ひとたび信託が認められると、契約当事者の合意による契約の解除・変更ができなくなるので、裁判所は信託の認定に慎重な傾向を示すようになってきている。信託が認定されるためには、受託者が自分の利益のために契約を締結する意思を有していてはならず、もっぱら第三者のためにする意思をもって契約を締結したのでなければならない。さらに受託者が第三者の利益を奪う権利を有している場合も信託は認められず、また、これが認められた約束の種類もこれまでのところ金銭の支払いと財産権の移転だけであり、この例外が機能する範囲は厳しく制限されているといつてよい。

判例の傾向は、第三者に対する単純な贈与になるような場合には、信託を認

21) Peel, *supra*, p.677. ただし、この場合は、権利の取得よりも義務を負うことが大きな問題となる。

22) *ibid.*, pp.677-682.

めず、受託者と受益者との間に、従前、何らかの契約関係があつて、実質的に受益者に対する受託者の契約の履行となるような場合に信託を認めている。このことは、裁判所が、受益者が利益を受けるにあたり、何らかの対価を与えた場合に受益についての正当な理由を認めるということを示している。単に当事者的意思だけで第三者に利益を与える契約を認めているわけではないのである。²³⁾

(2) 制定法による例外

制定法による契約関係法理の例外のなかでも重要なものとして、保険契約に関するものと、1925年財産法 (Law of Property Act 1925) によるものとがある。

保険契約に関する例外は、保険契約者と保険金受取人が異なる場合に、契約関係法理が適用されて保険金受取人から保険者に対する保険契約上の請求が認められないという不都合を回避するなど、保険契約の種類によって第三者の受益を可能にするためのものである。生命保険においては、配偶者と子どもを受取人とすることによって、その保険金請求を可能とし、自動車保険については、所有者の同意を得て当該自動車を運転する者は、保険契約に反対の旨の条項がない限り、所有者が契約した保険の給付を受けることができる。²⁴⁾火災保険においても目的となる建物に対して利益を有する者は誰でも、建物を復元するための費用として保険金を請求することができる。²⁵⁾このように、保険契約については、制定法によって契約当事者以外の第三者による保険金の請求が認められている。

他方、1925年財産法 56条1項は、「不動産譲渡契約書または他の書類につき当事者として記名されていない者も、土地もしくは他の財産に対する直接または他の利益、あるいは土地もしくは他の財産の上の、ないしそれに関するいかなる条件、土地取り戻し権 (right of entry), 捺印契約、合意による利益も取得することができる。」と規定している。同法は、また、その「財産」が債権を

23) 判例による例外としては、この他、合同的約束 (joint promise)、エクィティ上の代位 (subrogation) などがある (Merkin, pp.21-44.)。

24) Married Women's Property Act 1882.

25) The Road Traffic Act 1988.

26) Fires Prevention (Metropolis) Act 1774.

含むものと定義しているため、書面による契約において契約関係法理を排除する趣旨であると解釈できる余地もあるが、貴族院はそのような解釈を認めなかつた。同条の適用範囲は必ずしも明らかでないが、少なくとも問題となる書類が単に第三者の利益のためのものであるというだけでなく、当該第三者への権利譲与 (grant) または当該第三者との約款を含むことを意図している場合であることが必要だと思われる。このようにあくまで限定的ではあるが、制定法が契約関係法理の例外を認めているのである。²⁷⁾

このほか、1999年法も、その規定の仕方から契約関係法理に対する例外、しかももっとも広範囲にわたる例外を定めた制定法ということができる。しかし、後述のように同法が完全に契約関係法理を廃止するものではなく、また同法制定以前にあった判例法理や制定法による例外を変更するものでもないため、同法は、依然として、新たな例外を定めたに過ぎないと評価しうるのである。²⁸⁾ ただ、同法の契約関係法理に与える影響が包括的であり、事実上、原則と例外を逆転させるものであるともいえるので、同法の内容は次章において紹介することにしたい。

5 イギリス契約法における契約関係法理の意義

その適用による様々な不都合な結果が指摘され、20世紀に成立するとともに厳しい批判にさらされてきた契約関係法理は、イギリス契約法においていかなる意義を有するのであろうか。その存在理由としては一般に以下のようない点が挙げられている。まず、トウェドル対アトキンソン事件においてクロンプトン裁判官が述べたように、自らがそれに基づいて訴訟を起こされることのない契約に基づき訴訟提起することは不当である、というものであるが、たとえば、一方的契約 (unilateral contract) でも同様のことがいえるにもかかわらず、裁判所はその有効性を認めているので、この理由が十分なものでないことは明らかである。また、第三者が契約上の権利を取得することにな

27) Peel, *supra*, pp.703-705.

28) Law Com No.242, para. 13.2

29) Peel, *supra*, p.621.

ると、当事者の合意解除をする権利や契約内容を変更する権利が不当に害されることになる、という議論があり、これは判例による例外の承認の一定の歯止めとなっている。さらに、契約により利益を受ける第三者が単に贈与を受けるものである場合、つまり、無償で利益を受けるだけの場合に、特に他の要件を課さず権利を付与するということは、無償の約束に拘束力を認めないイギリス契約法において、簡単には容認できない結論だということもできよう。

そもそも契約当事者でない者が契約上請求をなしえないということは当然のことであり、契約に何の関係もない第三者が契約上の権利を行使し得ないということには特に異論はないであろう。³⁰⁾ 契約関係法理は、最も広くは、このことを意味するのであり、そのような原理として理解される限りは、そこに不都合は見いだせない。問題となるのは、契約の当事者が第三者に利益を与える旨の意思を表示していた場合であり、このような場合にこの原則を貫くべきなのかどうかということである。その原則を貫くべきであるとする理由が上述の理由であるが、これらの理由のうち、特にあととの2つが実質的な意味を持つと見てよい。とりわけ、第三者が自らはいかなる義務を負うこともなく、利益を享受するだけである場合に、約束者に対する権利行使を認め、しかも契約当事者である約束者と受約者の合意によっても契約の解除・変更ができなくなるという結論を認めることは、イギリス契約法における他の法理とのバランスを欠くことになるだろう。

他方で、第三者が全く無償で受益するとはいえない場合や、第三者と契約当事者の当該契約以外の法律関係から、第三者の受益を認め、さらに自らが当事者ではない契約の権利行使を認める、契約関係法理の例外が判例および制定法によって認められてきた。これは上述のような場合以外は、もはや契約関係法理を適用することが妥当性を欠くことを裁判所と国会とが認めてきたことの表れであるといえよう。そうすると、契約関係の法理は、当然に第三者が契約上の権利行使から排除される場合と共に、契約当事者の約束による第三者の無償の受益等、第三者が訴訟において契約を強行することに十分な理由がない場合

30) Stephen Smith, *Atiyah's Introduction to the Law of Contract* Sixth ed., Oxford, (2005), p.338.

に、第三者による訴訟を制限する法理としての意義があるということになろう。ただし、実際上の要請による、必要な第三者の受益を認める「例外」が、必ずしも十分でないと考えられたために、1999年法により、より一般的かつ広範囲に及ぶ「例外」が認められることになったのである。以下では、同法の内容とその影響とを概観し、同法のイギリス契約理論における意義を確認することにしたい。

III 1999年契約（第三者の権利）法の成立とその影響

1 Law Commission Report

ダンロップ事件からわずか22年後の1937年、法律改正委員会(Law Revision Committee)は、³¹⁾ 契約関係法理が覆されるべきであると勧告した。すでにこの時点で第三者に契約上の権利行使を可能にする立法的措置が専門家の委員会によって求められていたのである。しかし、それが実現するには60年を要することとなつた。1996年、法律委員会(Law Commission)がその最終報告書を提出した。そこでは、契約関係法理のうち、第三者が契約上の権利行使し得ないとする準則(第三者準則：Third Party Ruleと呼んでいる)について、その準則の内容とさまざまな判例法上、制定法上の例外を含む現状、第三者準則により引き起こされる不都合、批判等を検討し、一般的かつ広範囲な例外をこの準則から切り分けるという姿勢で、第三者の契約強行を認める立法を勧告している。³²⁾ そして、この報告書の勧告が1999年法に反映されることになる。

31) Law Revision Committee, Sixth Interim Report, *Statute of Frauds and the Doctrine of Consideration*, (1937) Cmd 5449.

32) 同報告書は4つのセクションに分けられ、セクションAでは、全体の背景事情として、当時の法の状態と改革への要請、セクションBでは、予備的な問題として、改革推進側の議論と改革の先例、立法の形態、約因法理との関係が論じられている。セクションCで、中心的な改革の問題として、契約強行の要件、第三者の特定の問題、契約当事者による契約解除・変更の問題、約束者の抗弁、相殺、反訴の問題、重複する請求権の問題、当時存在した例外の問題、改革した場合のその他の法の修正の必要性に関する問題などを検討している。最後にセクションDにおいて、勧告の要旨がまとめられ、付属文書として、立法草案などが加えられている。

そこで勧告された内容は、契約当事者が第三者に権利を付与することを意図した場合には、当該第三者は約束者に対して契約上の権利を強行することができるということ、および、契約に、第三者に対する関係でも責任を排除ないし制限する条項がある場合には、第三者はその免責を主張しうるとすること、である。同報告書ではこの改正を必要とする理由として9点あげられているが、その中で重要な問題は4つある。第1に、第三者準則は契約当事者の意思に法的効果を与えるのを妨げているということである。契約が当事者意思の実現を基本的な原理とするのであれば、第三者に利益を与える旨の当事者意思に効果を与えることがそれにかなうことになる。第2に、有効な契約が第三者に契約を強行する権利を有するという合理的な期待を与えていた場合に、それを認めることは正義に反するというものである。特に第三者が当該権利を信頼して何らかの行為をしているときは、その権利の強行を認めないことが著しい不正義となろう。ただし、この場合、契約当事者が契約を解除・変更する意思を後に有するに至った場合、第三者の権利と当事者意思のどちらを優先させるかという問題が生ずる。勧告では、第三者が単に期待をしただけでなく、契約に依拠した行動をとったか、あるいは受益の意思を約束者に通知した場合には、第三者の権利が優越するとしている。第3の理由は、第三者準則によると、契約当事者により意図された利益を失った第三者が訴訟を起こすことができず、何らの損失もない受約者が訴訟をすることができるという不当な結果をもたらすことになるということである。そして、第4に、受約者が第三者のために十分な救済を得られるとしても、受約者がそれを訴求するとは限らないので、第三者が救済を得られない可能性があるということである。³³⁾

以上のように、第三者の受益を認めるべきであるとする法理論上の根拠は、契約当事者の意思と受益に対する第三者の合理的な期待ないし信頼の保護とい

33) その他の理由として、多くの例外が認められ続けているということが改革の必要性を示すものだということ、このような状態は、法を複雑にし、第三者に利益を与えるために作為的な法の操作をし、法の不確実性が増すということ、コモン・ロー国との間に、広く、契約関係法理に対する批判があること、EUのほとんどの加盟国で第三者のためにする契約が認められていること、第三者準則が取引界においてさまざまな困難を引き起こしていること、があげられている。Law Com No.242, para. 3.5-3.27.

うことになる。さらに上述のとおり、1999年法は、あくまで契約関係法理に一般的かつ広範囲な例外を設けるという立場で立法されているので、既存の制定法による例外等にはふれられておらず、それらはそのまま存続することとなつた。³⁴⁾つまり、勧告の内容は、広い意味での契約関係法理は存続させ、従来の制定法、判例法による例外も残しつつ、新たに第三者受益を当事者が意図した場合と免責条項が第三者の責任も免除ないし制限する場合について、一般的な例外を設けるべきである、というものであった。

2 1999年法

1999年法は、上記の勧告に従って制定されたが、同法はわずか10箇条からなる小規模な制定法であり、主要な規定は、第1条から第5条までで、第6条以下は、従来からの「例外」およびその他第三者に認められてきた権利が存続すること、問題となる契約に仲裁条項がある場合に、第三者は仲裁の当事者として扱われること、北アイルランドで本法が適用される場合の注意規定、さらに本法の短称、施行日および適用範囲について規定している。

第1条は、契約の第三者も、契約に明示されているか、契約条項がそのように意図されたものである場合には、契約の条項を自分の権利として強行しうるとしている。また、契約を強行しうる第三者は、氏名、ある集団の構成員であることなどが明示されている必要があるが、契約成立の時点で存在する需要はないため、将来の第三者にも権利を付与することができる。そのほか、第1条には、本法において権利を行使しうる第三者は契約における免責条項と責任制限条項についても行使しうることが定められている。

第2条には、第三者が権利を得た後における当事者の合意による契約の解除・変更について規定されている。同条によれば、第三者が自らに権利を付与する契約条項への同意を約束者に通知した場合、第三者が当該条項に信頼したことを約束者が知った場合、第三者が当該条項に信頼するであろうことを当事者が予見することが合理的に期待され、かつ、第三者が現実に信頼した場合には、契約当事者は合意によって契約を解除し、あるいは第三者の同意なしにその権

34) *ibid.*, para. 12.2

利に基づく給付を消滅しないし変更するような契約条項の変更をすることができない。ただし、当事者が第三者の同意なしにそのような契約の解除・変更ができるることを明示の契約条項として定めていた場合には、それが可能である。

この他、第4条では、第三者が第1条に基づき契約条項を強行できる場合も、受約者が契約条項を強行する権利には影響がないこと、さらに、第5条では、第三者の損失について受約者が約束者からすでに一定の金銭を回復している場合には、約束者に対する第三者からの請求につき、裁判所ないし仲裁審判所は³⁵⁾その金額を考慮して第三者への裁定額を減額するものと規定している。

以上のように、その中心的な規定は、第1条および第2条であり、法律委員会の勧告通り、契約関係法理の一般的かつ広範囲にわたる例外として、契約当事者の意思によって第三者に利益を与え、第三者が約束者に対してその契約条項を強行しうること、さらに第三者が当該契約条項に同意し、あるいは、信頼する場合には、契約当事者の合意によって当該契約を解除等して、第三者の権利を奪うことはもはやできなくなるということである。また、契約中の免責条項等の効力を第三者が主張することも、それが契約当事者によって意図されている場合は、可能となるのである。

制定法により、契約の第三者の権利が明確に認められたことは、実務上の要請には大いに応えるものとなろうが、契約理論に対しては、どのような影響があるのだろうか。その点について検討する前に、同法施行後の状況を一瞥しておくことにしたい。

3 1999年法に対する評価

1999年法に対しては、条文の解釈上の問題など、さまざまな指摘があつたようであるが、同法の施行後、裁判所は特に決定的な問題を見ることなく、同法を解釈し、運用しているようである。³⁶⁾また、同法が実務上用いられることがないだろうという批判もあったようであるが、この点についても、一般的にでは

35) 第3条は、約束者が行使しうる抗弁権等についての規定である。

36) 同法施行後の判例について、川元主税「英国における『第三者のためにする契約』——1999年契約（第三者の権利）法と判例の分析——」名城法学56卷3号25頁（2007年）参照。

あるが、同法が利用されているという実務家からの情報もあるようである。³⁷⁾ 具体的にどのような場合に同法のメリットがあるか、ということにつき研究が明らかにしている。

これまでのところ、同法の欠陥により大きな問題が生じたという事例は報告されておらず、むしろ、大方が期待したような成果を上げているといつていいであろうか。やはり、第三者に契約を強行する権利を認めることは、実務上、強く求められていたことであり、このような制定法が現代のイギリス契約法にとって必要なものであったということを、同法施行後の状況が物語っているといえよう。

4 1999年法の契約理論における意義

実務上要請されてきた、第三者による契約条項の強行可能性は、かくして1999年法により実現され、取引界においては特に混乱もなく、好意的に迎えられている。外国の法制と平仄を合わせることは、諸外国との関係がますます緊密化する今の時代においては、契約法の分野ではやむを得ない時代の流れということだろうか。

しかし、1999年法による改正に対しては、その理論的側面に対する批判がある。³⁸⁾ それは、簡単に言えば、以下のようなものである。すなわち、第三者に契約に基づく権利の強行を認めることは、従来の契約法理論から逸脱する、ということである。コモン・ローにおいて契約とは取引であり、それは約束と交換によってなり立っている。交換があつてはじめて拘束力が認められるが、それを担保するものが約因である。そして、その拘束力に基づき、契約を強行しうるのは、約束を受けた相手方であつて、第三者ではない。これを示すのが契約関係の法理ということになる。法律委員会は、当事者意思に効果を与えることと、第三者の合理的な期待なし信頼を保護することをもって、第三者に契約上の権利を強行することを認める理由としているが、これらは古典的契約理論

37) Hugh Beale, “A Review of the Contracts (Rights of Third Parties) Act 1999”, in Andrew Burrows and Edwin Peel ed. *Contract Formation and Parties*, Oxford, 2010, p. 225.

38) 特に強く批判を展開しているのは、Peter Kincaid である。注3参照。

からは契約の拘束力を正当化するものとはならないというものである。もちろん、当事者の意思は契約の拘束力の根拠として認められてきたが、現実に契約に拘束力を与えているのは法であって、当事者意思そのものではない。約束者は受約者に対して第三者に利益を与える約束をしているのであり、その場合に、法が訴訟上の権利を与えるのは、受約者であって第三者ではない。約因と契約関係により、法は、訴訟において権利を強行しうる当事者の関係を認めてきたのである。³⁹⁾

このような主張には、一定の説得力があり、当事者が契約に明示したというだけで、第三者が当該契約上の権利を行使しうるのは、本来、無償の約束に拘束力を認めないイギリス契約法においては、例外的なことといつていのかも知れない。特に、第三者が自らの受益について同意を与え、あるいは、それを信頼したに過ぎない場合であっても、当事者は契約を解除および変更する権利を失うことになる。つまり、第三者の信頼が当事者意思に優越することになるのであって、これを従来の契約法理論で正当化することは難しいのではないだろうか。多くの場合、第三者と受約者との間に対価関係があり、約束者と受約者との間の契約によって受益することについて、いわば第三者が受約者に対して「約因」を提供しているといえるのかも知れないが、1999年法は、たとえ第三者がそのような損失を負担しておらず、受約者と第三者との間が贈与と同等の関係になる場合にも、第三者については、合理的な期待ないし信頼だけを要件として、訴訟による請求を認めることになるのである。贈与の拘束力を認めないコモン・ローの責任原理から逸脱しているというのも、的外れということはできないと思われる。

しかし、それにもかかわらず、この改正が現実の取引社会から支持を得ているように見えるというのは、社会自体が古典的なコモン・ローの契約責任原理からさらに一步踏み出すことを要請していることの表れではないだろうか。前述の通り、19世紀にその基礎ができたとされる契約関係法理は、約束者に対して契約に基づく権利を訴訟において主張できる者を限定する役割を果たしてきた。そこでは、相手方の約束に対し、自らも相手方に対価を供与するという意

39) Kincaid, "Privity and Private Justice in Contract", op.cit.

思を表明した者が、約束者に対して当該約束の履行を求めうることとされた。当事者の約束と共に、その約束を訴訟において強行しうべきものとする客観的な基準が約因と契約関係という法理によって示されていたのである。しかしながら、約因法理も時代と共に緩和され、約束的禁反言 (promissory estoppel) の法理により、約束への信頼に基づいて一定の保護が与えられるようになった。契約責任原理が漸次的に変容し、約束をされた者でもなく、対価を供与した者でもない第三者が、少なくとも自らに利益を与えるという契約の条項を知り、そこに信頼をするならば、そのことを知りまたは知りうべき約束者との関係において、当該条項が拘束力を有することを社会が受け入れるということを、この 1999 年法が示しているように思われる。それは、契約責任の根拠として、より一般的な原理である合理的期待ないし信頼を法が認めていることを一層明確にするという意味を持っている。1999 年法は、このように、イギリスの契約法理論において拡張された責任の根拠を明示的に認めるものであるといえるのではないだろうか。

IV むすび

以上、1999 年法を契機として、イギリス契約法における契約関係法理とその変容を概観してきた。はじめに述べたとおり、その目的は、契約関係法理の意義とともに、1999 年法によってそれがどのように変わったのかを確認することであった。契約関係法理は、契約の強行を訴訟において求めることができる者を限定する原理であり、約束者が誰に対して法律上の契約責任を負うことが妥当なのかを示す役割を果たしていた。それは、約因の存在によって拘束力が認められる契約を、当事者のみが強行しうることを示すものであった。しかし、実際の取引においては、さまざま面でその不都合が指摘され、判例および制定法によって多くの例外が認められてきた。その結果、一般的かつ広範囲にわたる例外として、1999 年法が広く第三者により契約条項の強行を認めることとしたのである。これが従来の契約理論から逸脱するものであるという批判があり、筆者はその指摘を正当なものと考えるが、それは同時に、同法がより広範な契約責任原理を容認していることを示しているととらえている。このような

責任原理の拡張は、実は、契約理論の漸進的変容の一部分としての事象であって、ある意味で不法行為責任とも同質性を認められるこのような責任原理が、今後どのように理解されていくことになるのか、また、わが国の契約理論とどのような対比が可能であるのか、いずれ検討していきたいと考えている。

